

36協定届

作成・届出
解説

時間外・休日労働に関する協定届 の作成・届出手続方法

36協定届の作成・届出手続

届出事由 ▶ 法定**時間外労働**・法定**休日労働**を行わせる場合

届出期日 ▶ **あらかじめ**
(法定時間外労働・法定休日労働を行わせる**より前**)

届出単位 ▶ **各事業場** (支店・支社・工場・営業所 など)

届出先 ▶ **各事業場を所轄する労働基準監督署**
(**監督部署** : 方面・監督課・監督安衛課 など)

届出様式 ▶ 労働基準法**施行規則**に定める**様式**

届出方法 ▶ 【**電子申請**】 or 【**紙媒体提出** (**窓口提出**・**郵送**) 】

--- 【**紙媒体提出**】 の場合 -----

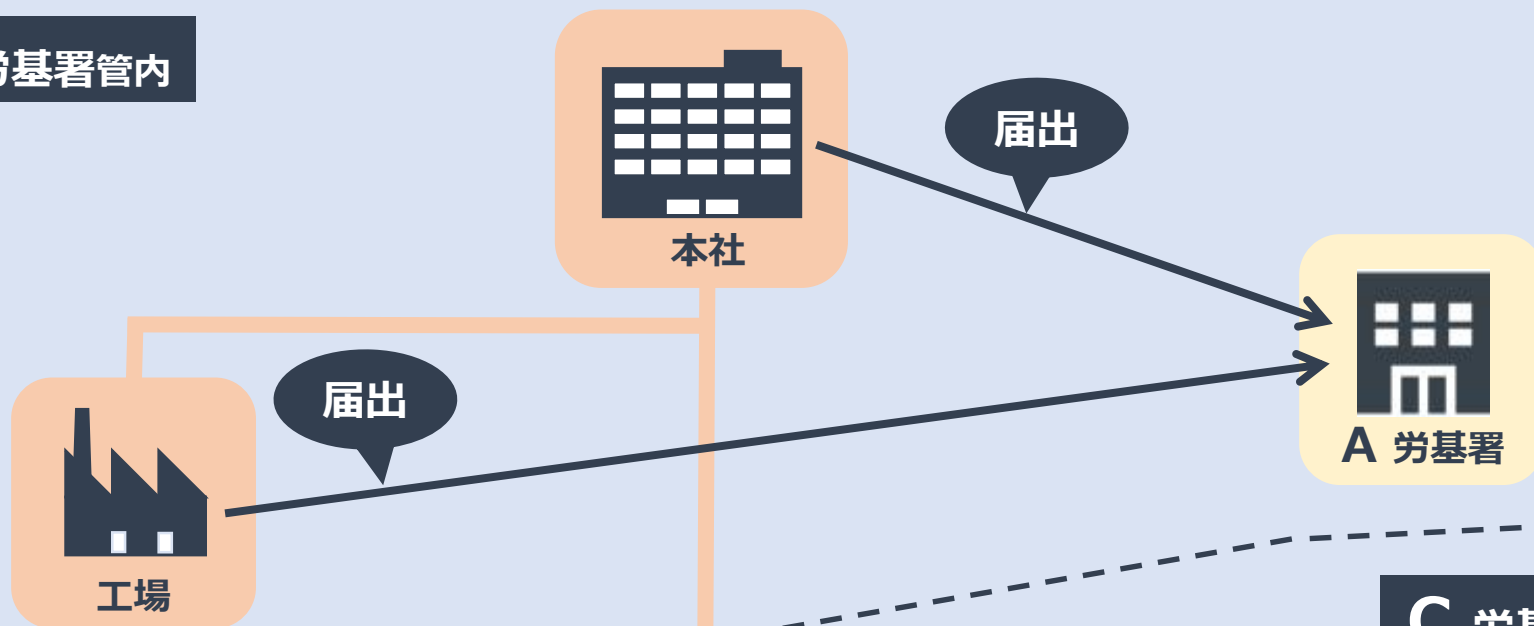
届出部数 ▶ **2部** 【**届出用**】 + 【**控用**】

【**控用**】 は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

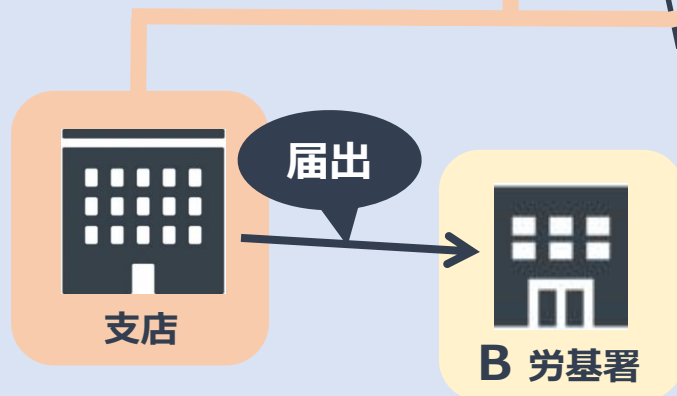
届出単位・届出先

各事業場単位で、所轄労基署へ届出

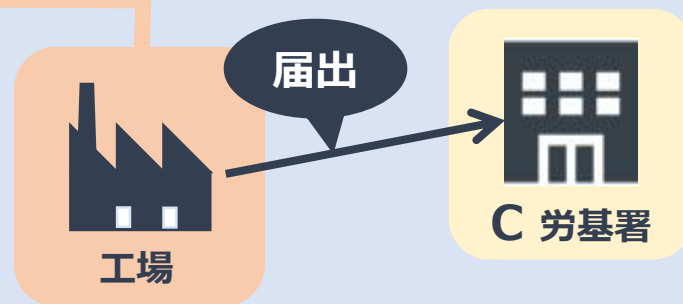
A 労基署管内



B 労基署管内



C 労基署管内



届出先 (愛知県内)

事業場の所在地	届出先労基署 (部署)	所在地
名古屋市 (港・南・中川)	名古屋南署 (方面)	〒455-8525 名古屋市港区港明1-10-4 【2階】
名古屋市 (北・東・中・守山)・春日井市・小牧市	名古屋北署 (方面)	〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合庁 【8階】
名古屋市 (千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・天白・名東) 豊明市・日進市・愛知郡	名古屋東署 (方面)	〒455-8525 名古屋市天白区中平5-2101 【2階】
豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡	豊橋署 (方面)	〒440-8506 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎 【6階】
名古屋市 (西・中村)・北名古屋市・清須市・西春日井郡	名古屋西署 (方面)	〒453-0813 名古屋市中村区二ツ橋町3-37 【2階】
岡崎市・額田郡	岡崎署 (方面)	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合庁 【5階】
西尾市	西尾支署 (監督係)	〒445-0072 西尾市徳次町下十五夜13 【2階】
一宮市・稲沢市	一宮署 (方面)	〒491-0903 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎 【2階】
半田市・常滑市・大府市・知多市・東海市・知多郡	半田署 (方面)	〒475-8560 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎 【3階】
刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	刈谷署 (方面)	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎 【3階】
豊田市・みよし市	豊田署 (方面)	〒471-0867 豊田市常盤町3-25-2 【2階】
瀬戸市・尾張旭市・長久手市	瀬戸署 (監督係)	〒489-0881 瀬戸市熊野町100 【2階】
津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡	津島署 (監督係)	〒496-0042 津島市寺前町3-87-4 【2階】
江南市・犬山市・岩倉市・丹羽郡	江南署 (監督係)	〒483-8162 江南市尾崎町河原101 【2階】

届出様式

(使用様式の選択)

令和3年4月1日以降の届出から様式変更

- ①押印マークの削除（押印原則の見直し）
- ②チェックボックスの新設（協定当事者の適格性確認）

START

適用猶予業務・業種ですか？

自動車運転業務

医師

建設事業
(含 交通誘導警備業務)

該当しない

適用除外業務ですか？

新商品・新技術の研究開発業務

該当しない

特別条項は
ありますか？

ない

ある

様式9号の4

⑤事業場外みなし協定付記 → 様式9号の5

⑥労使委員会決議届 → 様式9号の6

⑦労働時間設定改善委員会決議届 → 様式9号の7

様式9号の3

記入方法解説

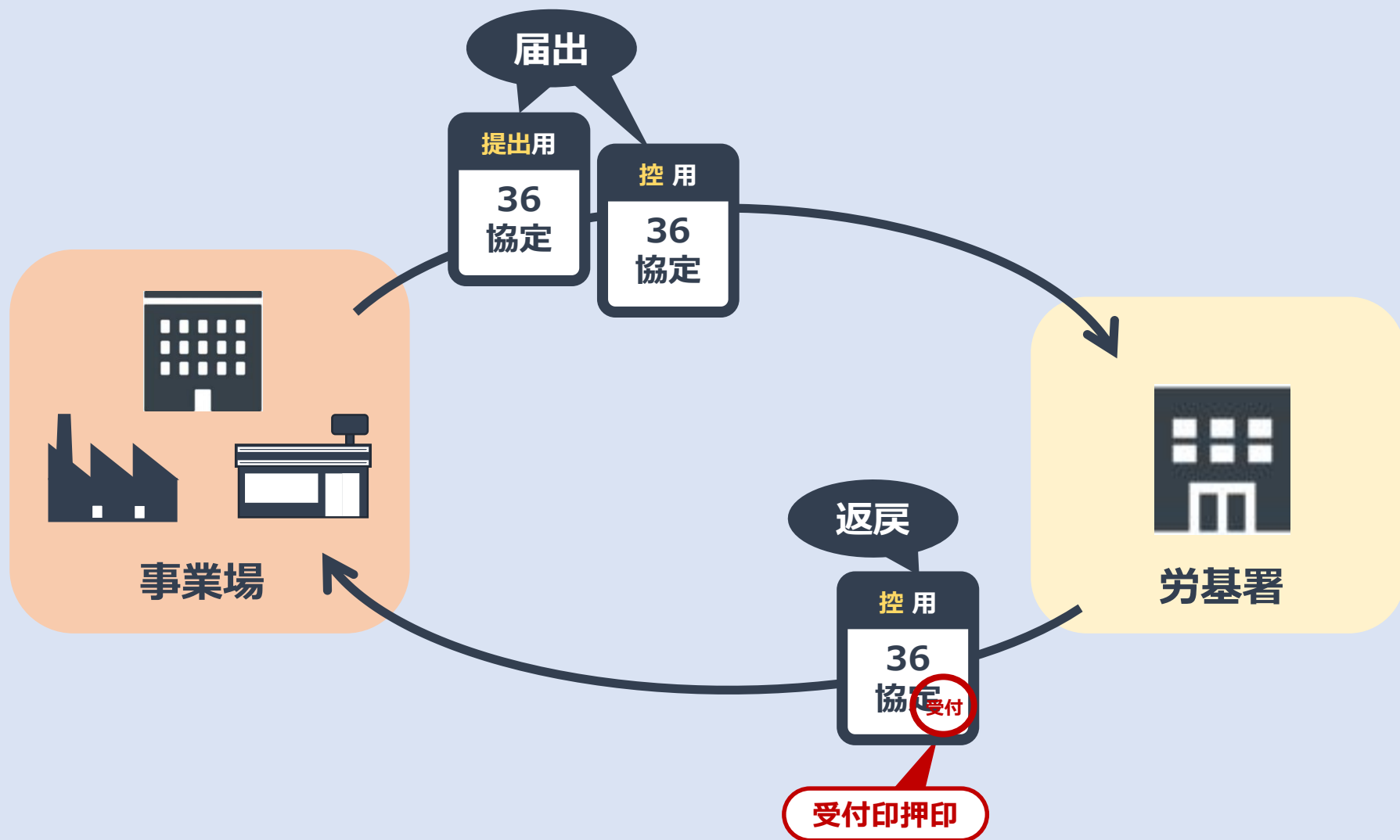
様式9号

様式9号の2

【2枚1組】

届出部数

2部【提出用】 + 【控用】 を届出



【控用】は、受付印を押印のうえ、返戻されます。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒 ） （電話番号： ）	

時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数					
					1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）	起算日 （年月日）	所定労働時間を超える時間数 （任意）	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働協定			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	休日労働協定					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであること。 ☐

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選挙等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ （チェックボックスに要チェック）

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職名
氏名



届出手続情報



協定締結情報

記入方法

様式第9号の2

1枚目

A

事業場特定情報

B

有効期間

E

特別条項

2枚目

時間外労働協定

休日労働協定

C

協定内容

D

遵守確認

H

届出手続情報

G

協定締結情報

F

遵守確認

法人番号

労働保険番号

法人番号

Point

① 届出する「対象事業場」の企業の法人番号（13桁）を記入

法人番号の検索

法人番号公表サイト



② 個人事業で法人番号の指定を受けていない場合、記入不要

「マイナンバー（個人番号）」を記入しない！！

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

事業の種類

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類

事業の名称

事業の所在地（電話番号）

協定の有効期間

Point

① 「対象事業場」の業種を記入（企業本社の業種を記入するものではない。）

② 複数の事業を行っている場合、「主な業種」を記入（1事業場＝1業種）

記入例

製造業

建設業

土石採取業

貨物運送業

林業

小売業

卸売業

旅館業

タクシー業

理容業

美容業

銀行

保険業

自動車教習所

病院

診療所

社会福祉施設

通信業

学習塾

飲食店

清掃業

人材派遣業

警備業

その他の事業

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

（チェックボックスに要チェック）

被一括事案編番号

問い合わせの必要が生じた場合のため

13

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		(〒 —) (電話番号: —)	
時間外労働	業務の種類	労働者数	延長することができる時間数
		1日	1箇月（①については45時間まで、②については320時間まで）
① 下記②に該当しない労働者	① 「②以外」の者	・ 原則的労働時間制 ・ 1か月単位の変形労働時間制 ・ フレックスタイム制 ・ 1年単位の変形労働時間制（対象期間≤3か月） ・ 1週間単位の変形労働時間制 などの適用労働者	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	② 1年単位の変形労働時間制（対象期間>3か月）適用労働者		

休日労働	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働をさせる必要がある日付的事由					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働をさせる
必要のある具体的事由

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

名称		事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
時間外労働をさせる必要のある具体的事由 ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者		（〒 — ） （電話番号： — ）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
時間外労働	① 「時間外労働をさせる事由」を具体的に記入 記入した事由に限り、時間外労働が可能	延長することができる時間数 1箇月（①については45時間まで、②については40時間まで）	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	労働させることができる法定休日の日数 労働させることができる法定休日の時刻	

Point

① 「時間外労働をさせる事由」を具体的に記入

記入した事由に限り、時間外労働が可能

記入例

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類
受注の集中	設計
臨時の受注	機械組立
製品不具合への対応	検査

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月に於いて100時間未満でなければならず、かつ1箇月から2箇月までを平均して80時間を超過しないこと。（チェックボックスに要チェック）

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類		業務の種類	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
			(〒 —)	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類		
	① 下記②に該当しない労働者			
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者			
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		

Point

① 「**職種**」ごとに、**細分化**して記入

② 「**有害業務**」は、**区分**して記入

Ⅱ

労働基準法第36条第6項第1号に規定する業務

記入例

業務の種類
 機械組立
 機械組立
 (アーク溶接)

有害業務の法定**時間外労働** ≤ **2時間**／1日

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

有害業務の法定時間外労働 ≤ 2時間 / 1日

有害業務の法定時間外労働は、1日 2時間以内としなければならない。

||

労働基準法第36条第6項第1号（労働基準法施行規則第18条）に規定する業務

- ◆ 坑内労働
- ◆ 多量の**高熱**物体を取り扱う業務及び著しく**暑熱**な場所における業務
- ◆ 多量の**低温**物体を取り扱う業務及び著しく**寒冷**な場所における業務
- ◆ ラジウム放射線、エックス線その他の**有害放射線**にさらされる業務
- ◆ 土石、獣毛等の**じんあい**又は**粉末**を著しく飛散する場所における業務
- ◆ **異常気圧下**における業務
- ◆ 削岩機、鋳打機等の使用によって身体に著しい**振動**を与える業務
- ◆ **重量物**の取扱い等の重激なる業務
- ◆ ボイラー製造等強烈な**騒音**を発する場所における
- ◆ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる**有害物**の粉じん、蒸気又はガスを**発散**する場所における業務

事業の種類		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
時間外労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数（満18歳以上の者）	
① 下記②に該当しない労働者					
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者					
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類		労働者数（満18歳以上の者）	

時間外労働に関する協定届

**労働者数
(満18歳以上の者)**

Point

① 法定時間外労働の対象者数を記入

法定時間外労働を行わせる可能性のある人数

労働者数
〔満18歳以上の者〕

30人

5人

記入例

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して60時間を超えてはなりません。

（チェックボックスに要チェック）

[illegible]

Point

時間外労働
休日労働

① 法定時間外労働の1日の最長延長時間数を記入

法定労働時間を
超える時間数

2時間

3時間20分

記入例

有害業務の法定時間外労働 ≤ 2時間/日

② フレックスタイム制適用者は、締結不要

法定労働時間を
超える時間数

★ 空欄としないで、
フレックスタイム制の
適用者であることを記載

フレックス
タイム制適用

記入例

③ 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

★延長時間数は、必要最小限とするよう努める

**延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(1日)**

延長することができる時間数

1日

1 箇月（①については45時間）
で、②については42時間まで）

1年(①については360時間まで、②については320時間まで)

起算日
(年月日)

法定労働時間を超える時間

所定労働時間を
超える時間費
(残業)

法定労働時間を
超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(延数)

法定労働時間を
超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(任意)

所定休
(任意)

労働させることができる
法定休日の日数労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

21

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(1箇月)

事業の種類		事業の名称		(〒 — — — — —)		(電話番号 — — — — —)	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日)(任意)	1 箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1 年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)
	法定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	

Point

① 法定時間外労働の1か月の最長延長時間数を記入

① 下記②に該当しない労働者

法定労働時間を超える時間数	15時間	上限規制 45時間以内
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	20時間	上限規制 42時間以内

記入例

② 「業務の種類」ごとに記入

★延長時間数は、必要最小限とするよう努める

上記で定める時間外労働時間、休日労働時間を1箇月を超えて6箇月を超えて平均して80時間を超えないこと。□
(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
所定労働時間を超える時間数
(1箇月)

事業の種類	事業の名称	(〒 —)	(電話番号: —)	延長することができる時間数
任意項目 Point ① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者 ① ②	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日)	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)
1か月の所定労働時間超の延長時間を協定した場合に記入 ① 所定時間外労働の1か月の最長延長時間数を記入 ② 「業務の種類」ごとに記入				
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
法定労働時間を超える時間数
(1年)

事業の種類		事業の名称		(〒 — — — — —)		(電話番号 — — — — —)	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある月数	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日)	延長することができる時間数		
	① 下記②に該当しない労働者				簡月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者					起算日 (年月日)	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)

① 法定時間外労働の1年間の最長延長時間数を記入

Point

法定労働時間を超える時間数

記入例

① 下記②に該当しない労働者

250時間

上限規制
360時間 以内

② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者

150時間

上限規制
320時間 以内

② 「業務の種類」ごとに記入

★延長時間数は、必要最小限とするよう努める

時間外労働
休日労働 に関する協定届

延長することができる時間数
所定労働時間を超える時間数
(1年)

事業の種類		事業の名称		(〒 — — — — —)		(電話番号: — — — — —)	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)				起算日 (年、月、日)		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		
	労働させることができる法定休日の時刻						

Point

任意項目

1年間の所定労働時間超の延長時間を協定した場合に記入

① 所定時間外労働の1年間の延長時間数を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		起算日（年月日）	
				(〒 —) (電話番号: —)			
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	起算日 (年月日)		

Point

① 上限時間（1か月・1年）を起算する日を記入

起算日

1年間

1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月 1か月

協定の有効期間（対象期間）

② 起算日 = 協定の有効期間の初日

「協定の有効期間」欄を引用した記入方法

記入例

起算日
(年月日)

令和3年4月1日

起算日
(年月日)

「協定の有効期間」の初日

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		(〒 —) (電話番号: —)	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	Point ① 「休日労働をさせる事由」を具体的に記入 記入した事由に限り、休日労働が可能 ② 「業務の種類」ごとに記入 休日労働をさせる必要のある具体的事由 受注の集中 臨時の受注、納期変更	
① 下記②に該当しない労働者			
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間	
				(〒 —)			
				(電話番号: —)			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	Point ①「職種」ごとに、細分化して記入 業務の種類 設計 機械組立 記入例			
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐
(チェックボックスに要チェック)

Point

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	
労働者数	
法人番号	

① 法定休日労働の対象者数を記入

法定休日労働を行わせる可能性のある人数

労働者数
〔満18歳以上の者〕

30人

5人

記入例

② 「業務の種類」ごとに記入

事業の種類		事業の名称	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	
	① 下記②に該当しない労働者		
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	

労働者数
(満18歳以上の者)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
Point 任意項目 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 ① 所定休日を記入 ② 「業務の種類」ごとに記入 所定休日（任意） 毎週土・日曜日、祝日 年間休日制（年間104日） 記入例			
① 下記②に該当しない労働者			
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者			
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

（チェックボックスに要チェック）

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	
法人番号	

Point

① 法定休日労働の日数を記入

法定休日労働を行わせる可能性のある最大日数

② 「業務の種類」ごとに記入

労働させることができる
法定休日の日数

1か月に1日

1か月に2日

記入例

★休日労働日数は、必要最小限とするよう努める

労働させることができる
法定休日の日数

労働させることができる
法定休日の日数

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

Point

① 法定休日労働での始業・終業時刻を記入

II

法定休日労働を行わせる可能性のある最長の時間帯

記入した時間帯に限り、休日労働が可能

記入例

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

8 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0

② 「業務の種類」ごとに記入

★休日労働時間は、必要最小限とするよう努める

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

労働させることができる法定
休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号												
	都道府県		市町村		支庁		基本番号		枝番号		統一括事業場番号	
法人番号												

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
		（〒 — ） （電話番号： — ）	

	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	1日	1箇月（①については45時間 で、②については42時間まで）	Point

① 第36条第6項第2号と第3号を遵守することを確認した場合にチェック

▲ 時間外労働 + 休日労働 < 100時間/月

▲ 複数月平均（含休日労働） ≤ 80時間

チェック例

チェックがない協定届は、無効！！

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻

チェックボックス

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐ (チェックボックスに要チェック)

Point

① 「協定の成立日」を記入

||

労使双方が協議し、協定内容に合意した日（協定の締結日）

協定の成立年月日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐
（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ （チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者

職名
氏名

労働基準監督署長殿

Point

①【過半数組合がある場合】

「労働組合の名称」・「労働組合での役職名」・「氏名」を記入

記入例

職名 氏名 ◎◇▽◇労働組合 執行委員長 (印)

②【過半数組合がない場合】

「事業場での職名」・「氏名」を記入

記入例

職名 氏名 検査課 検査2係 係長 (印)

協定書と協定届を兼ねる場合

「記名押印」または「署名」が必要

労使双方の合意があることが、明らかになるような方法により締結するよう留意

③（職名がない場合）「職務名」・「部署・職階」・「職務名・雇用形態」等を記入

記入例

職名 自動車運転手

職名 業務課 一般社員

職名 接客担当 アルバイト

労働者代表者の職名・氏名

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

Point

① 労働者の過半数代表者の「選出方法」を記入

「36協定の締結者を選出」することを明らかにした上で、選出することが必要

記入例

選出方法 投票による選挙

選出方法 挙手による選挙

選出方法 持ち回り決議

選出方法 投票による信任

選出方法 挙手による信任

選出方法 回覧による信任

× 使用者（会社）による指名

× 使用者の意向に基づく選出

② 過半数労働組合の場合は、記入不要

労働者代表者の選出方法

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

Point

① 労働者側代表が締結当事者要件を充足している場合にチェック

【過半数組合の場合】

事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合であること。

【労働者の過半数代表者の場合】

事業場の全労働者の過半数を代表する者であること。

チェック例



チェックがない協定届は、形式要件不備！！

チェックボックス

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）を選出する方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者

職名
氏名

労働基準監督署長殿

Point

① 労働者の過半数代表者が適格性を充足している場合にチェック

【過半数代表者の適格性】

- ☐ 事業場の全労働者の過半数が選任を支持していること。
- ☐ 管理監督者ではないこと。
- ☐ 適正な民主的手続きにより選出されたこと。
- ☐ 使用者（会社）の意向により選出されていないこと。

チェック例



② 過半数労働組合の場合は、チェック不要

チェックがない協定届は、形式要件不備！！

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数

代表する者の
職名
氏名
)

チェックボックス

☐

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☐（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者
職名
氏名

労働基準監督署長殿

Point

① 使用者の「**役職名**」を記入

② 使用者の「**氏名**」を記入

記入例

職名 代表取締役社長
氏名 ○○ ○○ 印

協定書と協定届を兼ねる場合
「記名押印」または「署名」が必要

労使双方の合意があることが、明らかになるような方法により締結するよう留意

協定書と協定届を兼ねる場合

☐ 署名捺印 ☐ 署名 ☐ 記名押印 ☒ 記名

別途、協定書を作成し、協定届に転記する場合

☐ 署名捺印 ☐ 署名 ☐ 記名押印 ☐ 記名

協定の成立年月日 年 月 日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、継続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☐ （チェックボックスに要チェック）
年 月 日

使用者の職名・氏名

使用者 職名
氏名

Point

① 「届出年月日」を記入

② 郵送で届け出る場合は、「郵便ポストへの投函日」を記入

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者（労働者の

（

）

上記協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☐

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第11条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。 ☐（チェックボックスに要チェック）

届出年月日

年 月 日

使用者

職名
氏名

労働基準監督署長殿

Point

①「対象事業場」を所轄する労働基準監督署名を記入

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☐
(チェックボックスに要チェック)

第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手
き選出されたものでないこと。☐ (チェックボックスに要チェック)

日

使用者 職名
氏名

届出先労基署名

労働基準監督署長殿

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	(年月日)	延長						
Point ①「特別条項の発動事由」をより具体的に記入 一時的・突発的に必要のあるものに限定 特別条項の発動は、記入した事由に限定される。 ②「業務の種類」ごとに記入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合</th> <th>業務の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>突発的な仕様変更、新システムの導入</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>製品トラブル・大規模なクレームへの対応</td> <td>検査</td> </tr> </tbody> </table>						臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	突発的な仕様変更、新システムの導入	設計	製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類										
突発的な仕様変更、新システムの導入	設計										
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査										

記入例

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ各箇月がそれぞれ100時間を超えないこと。」「
(チェックボックスに要チェック)

限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

(該当する)

時間外労働に関する協定届（特別条項）

43

労働者数
(満18歳以上の者)

する協定届（特別条項）

Point

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
限度時間を超えて労働させる場合における手続						
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)				

① 特別条項の発動対象者数を記入

特別延長時間を適用させる可能性のある人数

記入例

労働者数 (満18歳以上の者)
10人
5人

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

法定労働時間を超える
特別延長時間数
(1日)

臨時に限度時間を超え	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)	
		延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数
限度時間を超えて労働させる場合における手続							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)					

Point

任意項目 法定労働時間超の1日の特別延長時間を協定した場合に記入

① 法定労働時間超の1日の特別延長時間を記入

② 「業務の種類」ごとに記入

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

**所定労働時間を超える
特別延長時間数
(1日)**

臨時的に限度時間を超え

（満18歳以上の者）

1日
(任意)

延長することができる時間数

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(任意)

(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

ことができる回数
(5回以内に限る。)

法定労働時間を
える時間数と休
労働の時間数を
算した時間数

超所定労働時間を
日える時間数と休
合労働の時間数を

超日合
限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

1年
(時間外労働のみの時間数。
720時間以内に限る。)

起算日
(年月日)

延長することができる時間数

法定労働時間を
超える時間数

所定労働時間を
超える時間数
(任意)

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

Point

任意項目

1日の**所定労働時間超**の特別延長時間を
協定した場合に記入

**① 所定労働時間超の
1日の特別延長時間を記入**

②「業務の種類」ごとに記入

(該当する番号)

(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。□

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

特別条項の発動限度回数

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

業務の種類

力圖自叙
(満18歳)
(以上の者)

Point

① 特別条項の発動限度回数を記入

1箇月の**上限時間数**を超えて**時間外労働**をさせる
↓
可能性のある**回数**

45時間／月（42時間／月）

限度回数 ≥ 6回/年

限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）

4 回

6 

記入例

限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

時間 満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

1箇月
(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)

1年
(時間外労働のみの時間数。
720時間以内に限り。)

起算日
(年月日)

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数

限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限り、

法定労働時間を
える時間数と休
労働の時間数を

超所定労働時間を
日える時間数と休
合労働の時間数を

超 目 合	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
-------------	--------------------

法定労働時間を超え
る時間数

所定労働時間
超える時間
(任意)

を数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
----	--------------------

②「業務の種類」ごとに記入

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

法定労働時間を超える
特別延長時間数
(1箇月)

1 箇月
(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。)

1 年
(時間外労働のみの時間数。
720 時間以内に限る。)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合

以上(の者)

法定労働時間を超える時間数

限度時間を超える時間数

延長することができる時間数
及び休日労働の時間数

延長することができる時間数

Point

① 「法定時間外の1か月の特別延長時間数」と
「休日労働の1か月の最大時間数」の
合算時間数を記入

② 100時間未満とすることが必須

法定時間外労働の1か月の特別延長時間数

+

法定休日労働の1か月の最大時間数

< 100時間

③ 「業務の種類」ごとに記入

★ 特別延長時間数は、
限度時間 (45時間 or 42時間) に近づけるよう極力努める

法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

法定労働時間を超える時間数

所定労働時間を超える時間数 (任意)

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない。かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。□

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	法定労働時間を超える特別延長時間数（1箇月）				1 箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100 時間未満に限る。）		1 年 （時間外労働のみの時間数。 720 時間以内に限る。）	
	時間数	時間数	時間数	時間数	起算日 （年月日）	時間数	時間数	
Point	（以上）の者	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させること	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働に係る割増賃金率	
任意項目	1か月の所定労働時間超の特別延長時間を協定した場合に記入							
① 「所定時間外の1か月の特別延長時間数」と 「休日労働の1か月の最大時間数」の 合算時間数を記入								
② 「業務の種類」ごとに記入								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 （該当する番号） （具体的内容）								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☐

（チェックボックスに要チェック）

**特別延長時間の
割増賃金率
(1箇月)**

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数		延長することができる時間数
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
Point ① 特別延長時間（1箇月）における 時間外労働手当の割増率を記入 ② 25%超となるよう努めて設定 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 特別割増賃金率 > 25% 記入例 35% 26%								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
 ☐
 (チェックボックスに要チェック)

③「業務の種類」ごとに記入

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

**起算日
(年月日)**

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)	1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)		
			延長することができる時間数	法定労働時間を 超える時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を 超える時間数	起算日 (年月日)
							延長することができる時間数
			法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (6回以内に限り。)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	
① 特別延長時間（1か月・1年）を起算する日を記入 ② 特別延長時間の起算日 = 36協定の起算日 = 協定の有効期間の初日 「協定の有効期間」欄を引用した記入方法							
記入例			起算日 (年月日)	令和●年4月1日	起算日 (年月日)	「協定の有効期間」の初日	
限度時間を超えて労働させる場合の			(該当する番号)	(具体的内容)			
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び							
福祉を確保するための措置							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐

(チェックボックスに要チェック)

52

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

[illegible]

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

		1日 (任意)		Point		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
						起算日 (年月日)	
① 特別延長時間（1年）における 時間外労働手当の割増率を記入						延長することができる時間数 法定労働時間を 所定労働時間を 限度時間を 超過した時間数	
② 25%超となるよう努めて設定						延長することができる時間数 法定労働時間を 所定労働時間を 限度時間を 超過した時間数	
記入例		限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率		特別割増賃金率 > 25%		特別延長時間の 割増賃金率 (1年)	
		35%					
		26%					
③ 「業務の種類」ごとに記入							
限度時間を超過して労働させる場合における手続 限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び 福祉に関する措置		(該当する番号) (具体的内容)					
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から1箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)						☐	

Point

① 特別条項の発動手続を記入

臨時的に限

記入例

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者との事前協議

限度時間を超えて労働させる場合における手続

労働者代表者への事前申入れ

特別条項を適用する場合には、事前に発動手続を行うことが必要

特別条項の発動手続

限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

(該当する番号)

(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

①「特別条項の発動対象労働者」に対する健康・福祉措置の該当番号を記入

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に**医師による面接指導**を実施すること。
- ② **深夜時間帯**（22時～5時）に労働させる回数を1箇月について**一定回数以内**とすること。
- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。（**勤務間インターバル**）
- ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、**代償休日**又は**特別な休暇**を付与すること。
- ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、**健康診断**を実施すること。
- ⑥ 年次**有給休暇**についてまとまった日数連続して取得することを含めてその**取得を促進**すること。
- ⑦ 心とからだの健康問題についての**相談窓口**を設置すること。
- ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に**配置転換**をすること。
- ⑨ 必要に応じて、産業医による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による**保健指導**を受けさせること。
- ⑩ **その他**

②「①～⑨」の内、1個以上の該当番号を選択記入（⑩のみは、指針不適合）

特別条項発動対象者に対する
健康・福祉の確保措置
(該当番号)

限度時間を超えて労働させる労働者

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

(該当する番号)

(具体的内容)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

Point

①「特別条項の発動対象労働者」に対する健康・福祉措置の具体的内容を記入

1年 (時間外労働のこの時間数) 起算日 (年月日)	業務の種類	労働者数 (満18歳)	延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
臨時に限度時間を超過して労働させることができる場合					
記入例	(該当する番号) ③	(具体的内容) 対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定			
	(該当する番号) ②, ⑩	(具体的内容) 深夜勤務回数を制限(月1回以内), 職場での時短対策会議の開催(毎月)			
特別条項発動対象者に対する 健康・福祉の確保措置 (具体的内容)					
限度時間を超過して労働させる場合における手続					
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☐

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

		1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)	1年 (時間外労働のみの時間数。)
業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
Point ① 第36条第6項第2号と第3号を遵守することを確認した場合にチェック ▲時間外労働＋休日労働 < 100時間/月 ▲複数月平均（含休日労働）≤ 80時間 チェックがない協定届は、無効！！ チェック例				
限度時間を超過して労働させる場合における手続		(該当する番号)	(具体的内容)	
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置				

チェックボックス

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐
(チェックボックスに要チェック)